全協文書第　B20-0029号

2020年7月20日

会　員　各　位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会　長　　一　戸　隆　男

新型コロナウイルス感染症に関する業界要望

（慰労金交付事業）について・その２

（新型コロナウイルス感染症に係る情報提供No.49）

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

　さて、全協文書第B20-0013号（2020年6月25日付）で、慰労金交付事業に院内清掃業務等の外部委託業者の従事者も含まれることになったことをお知らせいたしましたが、その後、厚生労働省関係部局より情報収集をいたしましたので、改めてご案内させていただきます。

　なお、会員の皆様は、各施設からの連絡を待ってからの申請になりますが、連絡等がない場合などありましたら、本資料を活用いただければ幸いに存じます。

敬具

記

＜会員各位に特に関係する慰労金に関する事項＞

1. 対象施設は、医療施設、介護施設、障害福祉サービス施設です。
2. 対象施設は、以下3.の期間に設立された施設も対象とのことです。
3. 対象者は、施設や都道府県により対象開始日は異なりますが、6月30日までに10日間以上
働いていた人（一日の勤務時間は問わず）になります。
4. 該当者は、「**患者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務である場合**に対象（医療施設向けＱ＆Ａの4ページ）」になり、どの対象施設も同様の考え方とのことです。
基本的に「院内清掃」や清掃業務者は該当しますが、例えば、設備管理従事者が患者のいる部屋の空調確認や蛍光灯、電球等の交換業務を継続して行っている場合や、定期的な時間に患者と接する場所へ巡回警備を行う業務も該当する見解を得ており、重要なことは上記の考えに合致しているかが重要になるとのことです。
該当判断は、**一義的に施設側が判断し、最終的に都道府県の判断となるため、**施設側とよく相談をしてください。
なお、具体的な事例は、各施設向けに厚生労働省が作成しているＱ＆Ａ（医療施設向けＱ＆Ａ、介護施設向けＱ＆Ａ、障害福祉サービス施設向けＱ＆Ａ）に詳しく記載されていますので、別添をご確認ください。特に介護施設向けがわかりやすくなっています。
5. 複数の施設で業務を行っている場合、合算して10日以上働いていれば対象となります。
なお、重複申請（医療施設間や介護施設・障害福祉サービス施設の重複申請は禁止）はできないので、何れかの施設に集約して申請することになります。
6. 申請案内は都道府県により、時期は異なりますが各施設に直接案内がなされます。

また、申請様式のフォーマットは、国が示しますが、それを受けた都道府県によって若干様式が変わるとのことです。

1. 仮に都道府県が設定した申請期間中に漏れても（例えば施設側が委託事業者の従事者分の申請を漏らした場合など）追加申請は年度中（2021年3月まで）基本可能との見解をいただいています。
2. 申請方法は、施設側が慰労対象者（委託業者の従事者を含めて）の代理申請という形式で行うとのことです。
3. 支給（受取）方法は、施設ごとケースバイケースとなり、以下の方法が考えられるとのことです。
4. 施設側が委託事業者の従事者に直接、現金支給または振込を行う
5. 施設側が委託事業者に従事者に応じた金額を一括して振込を行い、委託事業者から従事者へ支給する
6. 支給はできるだけ早期を目指しているとのことです。ですが、都道府県の事務手続きの進行によって変わるとのことです。
7. 都道府県ごとの申請方法、申請期日などは準備が整い次第、厚生労働省が用意している慰労金特設サイト　<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12014.html>　に都道府県の該当するサイトをリンクする予定とのことなので参考にしてください。
8. 厚生労働省としては、各施設から相談があるまで待っていただくことが、事務的にスムーズに進むとの見解をいただいています。

【添付資料】

1. 医療施設向けパンフレット
2. 医療施設向けＱ＆Ａ
3. 介護施設向けパンフレット
4. 介護施設向けＱ＆Ａ
5. 障害福祉施設向けパンフレット
6. 障害福祉施設向けＱ＆Ａ

以上、ご不明な点や確認を要する点など、心配事がありましたら下記に記載しております、
事務局担当者までご連絡いただければ幸いです。

以上

･･････････････････････････【本件に関する問い合わせ先】･･････････････････････････

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会　総務部　総務課　関内

〒116-0013　東京都荒川区西日暮里5-12-5　ビルメンテナンス会館5階

TEL　03-3805-7560　FAX 03-3805-7561　kenji@j-bma.or.jp